

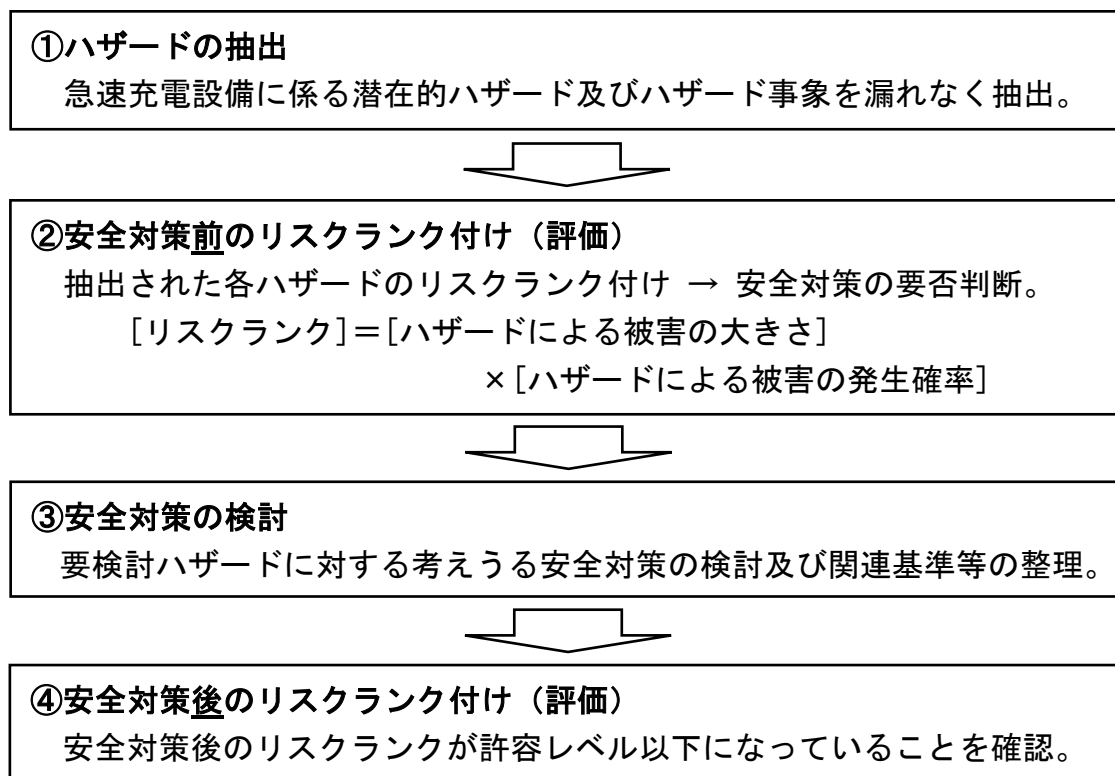
今後の検討の進め方等について

(商業施設等関係)

消防法に基づく「火気省令」及び「火災予防条例（例）」は、対象とする設備の運転等に起因して設備周囲に人的及び物的被害を及ぼす火災等のハザード発生を低減させる、あるいは無くすことを目的とし、そのために必要な技術要件及び保安要件を規定しており、火災等ハザードに関するリスクアセスメントの考え方が用いられているとすることができる。

急速充電設備を商業施設等に設置する場合の検討については、平成 22 年 3 月の「火気省令」及び「火災予防条例（例）」の改正で新たに対象火気設備等としての位置付け及び技術基準の明確化を行った「固体酸化物型燃料電池発電設備」に係る検討の際の手法を参考として進めることとする。

<検討フロー（イメージ）>



※検討にあたっては、調査検討会の下にワーキンググループを設置（委員等は現在調整中）して、ハザードの抽出等に係る作業を行う。